

【1996年7月12日】国民医療総合政策会議の開催について

厚生省

国民医療総合政策会議の開催について

1996.7.12

厚生省

1. 趣旨

高齢化の急速な進展と低成長経済の下での社会保障全体のあり方が問われているが、その中で、今後の国民医療のあり方をどのように考えるかが大きな課題となっている。

このため、医療審議会、医療保険審議会をはじめ関係審議会で様々な議論が行われているが、特に医療保険審議会第2次報告（平成8年6月21日）では、医療保険サイドから見た医療提供体制についての具体的な問題提起が行われている。

そこで、社会保障関係審議会会長会議（以下「会長会議」という。）との連携の下に、国民医療総合政策会議（以下「政策会議」という。）を開催する。

政策会議は、今後の国民医療のあり方を医療制度及び医療保険制度の両面から総合的に検討し、提言することとする。

2. 政策会議の委員

関係審議会（医療審議会・医療関係者審議会・医療保険審議会・老人保健福祉審議会・中央社会保険医療協議会）の委員の中から構成する。（別紙1）

3. 検討事項

主として次のような課題について、医療制度及び医療保障制度両面から必要な検討を行う。

国民の医療ニーズの変化を踏まえた療養環境の改善及び医療サ・ビスの向上
医療機関の機能分担・連携の推進及び病床数の見直し等
医師・歯科医師の教育・研修の向上及び医師・歯科医師の需給の見直し
医療に関する情報提供の推進

4. スケジュール

第1回会議は7月29日に開催する。

本年10月を目途に中間報告を取りまとめ、会長会議及び関係審議会に報告する。

5. 国民医療総合政策プロジェクトチームの設置

今後の国民医療のあり方について全省的に検討を行うとともに、政策会議に議論の素材を提供するため、厚生事務次官を本部長とする「国民医療総合政策プロジェクトチーム」を設置する。

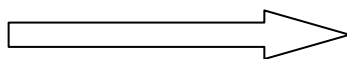
医療制度改革の今後の進め方について

高齢化が急速に進行する中で良質かつ適切な医療を確保するため、医療提供体制及び医療保険制度の両面から総合的な改革を行うことが必要となっている。

このため、医療保険審議会の第2次報告（平成8年6月21日）においては、次のような検討項目と、関係審議会の緊密な連携等総合的な改革を推進するための体制の確立が指摘されている。

【医療提供体制の見直し】

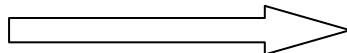
病床数の見直し
医師数・歯科医師数の見直し
医療機関の機能分担と連携等
医療関係情報の提供の充実
医師・歯科医師の教育のあり方



国民医療総合政策会議
左の項目は、医療提供。
サイドと医療保険サイ
度審議会にまたがる

【これからの医療保険制度の役割】

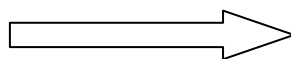
公的医療保険における給付の重点化



医療保険審議会

【医療保険制度の枠組み】

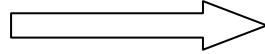
被用者保険・国保の関係
（特に高齢者の位置付けの見直し）
被用者保険の保険者の再編
国保における、高齢化等に伴う
医療費の格差等に起因する保険料
負担の地域格差の是正、広域化問題等
保険料負担・患者負担・公費負担の組合せによる対応



医療保険審議会
老人保健福祉審議会

【患者負担の見直し】

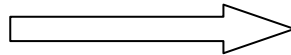
高齢者と若齢者の世代間の負担の公平、
介護保険制度との整合性
若齢者世代内の公平
高額療養費制度の活用
薬剤に係る患者負担の幅広い見直し



医療保険審議会
老人保健福祉審議会

【診療報酬体系等の見直し】

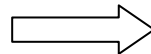
診療報酬体系の基本的な見直し
薬価の見直し
医薬分業の推進



中央社会保険医療協議会

【医療保険制度における情報提供システムの充実】

被保険者証のカード化・レセプト電算処理



医療保険審議会